明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（三五）　二

〔省　令〕

○地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（総務六）　二

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五）　三

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（法務六三）　三

○除籍の一部が滅失した件（同六四）　三

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（同六五）　四

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同六六）　四

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務五三）　四

○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件（同五四）　五

○技能検定の受検資格を定める告示の一部を改正する告示（厚生労働一一）　五

○保安林の指定をする件（農林水産四七七～四八一）　五

○保安林の指定を解除する件（同四八二）　五

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一九～二二）　六

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二三）　六

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二四）　七

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二五～二七）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（同二八～三二）　七

〔国会事項〕

内閣　国税庁　八

〔人事異動〕

内閣　国税庁　八

〔叙位・叙勲〕

内閣　国税庁　八

〔資　料〕

機械受注統計調査報告（平成二十四年十二月）（実績）（内閣府）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分、社会保険労務士懲戒処分、公示送達、所在不明の建設コンサルタント関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　三

会社その他　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（厚生労働省）

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三条に規定する政令で定める医療から育成医療を除くこととした。

二　地方自治法施行令の一部改正関係（第二条関係）

指定都市及び中核市が処理する障害者の自立支援に関する事務から育成医療に係る事務を除くこととした。

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。